

看護職員修学資金修学生 卒業後状況調査票

決定番号	氏 名	就業先又は進学先	返還免除対象施設等	備 考
		名 称： 所在地(市町名)：	対象 ・ 対象外 ↓ (対象の場合) 過疎地域等(以下参照)への該当の有無 該当 ・ 非該当	

- (注) 1 国家試験又は准看護師試験の不合格者については、備考欄に「不合格」と記入してください。
 2 就業した方については、県内就業の場合は市町名、県外就業の場合は県名を記入してください。
 3 就業先が返還免除対象施設か確認の上、対象又は対象外どちらかに○を付けてください。
 法人一括採用等により入職後に配属先が決定し、かつ、法人内に対象施設と対象外施設がある場合は、就業先に法人名、備考に「法人一括採用により配属先未定」と記入してください。
 4 就業先が県内の対象施設の場合、過疎地域等(以下参照)の該当・非該当のどちらかに○を付けてください。
 5 進学した方については、備考欄に進学課程名を記入してください。

(参考) 返還免除対象施設

1 看護師・保健師・准看護師課程の卒業者

- ①病床数200床未満の病院 ②精神病床が80%以上を占める病院 ③ハンセン病療養所 ④診療所 ⑤医療型障害児入所施設
- ⑥児童福祉法第6条の2の2第3項※の規定に基づき指定された独立行政法人 国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関 ※令和6年4月1日から、『児童福祉法第7条第2項』。
- ⑦介護老人保健施設 ⑧介護医療院 ⑨訪問看護等事業所

【令和4年度以降の新規貸与者】⑩-1 県の区域内の過疎地域等をその区域に含む町(保健師のみ可)

【令和3年度以前の新規貸与者で、継続貸与を受ける方】⑩-2 地域保健法に規定する特定町村(保健師のみ可)

2 助産師課程の卒業者

- ①分娩を取扱う病院 ②分娩を取扱う診療所 ③助産所
- ④こども家庭センター

【返還免除の条件】

上記対象施設で卒業後ただちに5年間継続して就業することが返還免除の条件です。

ただし、過疎地域等にて就業を開始した場合は、貸与を受けた期間に相当する期間就業すれば返還免除となります。

(R7.12 時点 過疎地域等)

過疎地域：下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆市、川根本町、河津町

無医地区：島田市 笹間、浜松市(旧春野町(砂川・川上・田河内・杉)、旧水窪町山住、只来、横川、熊、神沢、旧佐久間町相月、旧龍山町瀬尻)